

**最高人民法院「専利紛争案件審理の法律適用問題に関する最高人民法院の若干規定（意見募集稿）」意見募集表**

会社名： 一般社団法人電子情報技術産業協会

条項番号	修正提案（下線部）	修正理由
第5条	<p>専利権侵害行為による訴訟は、<u>権利侵害として訴えられる行為の発生地</u>又は被告住所所在地の人民法院が管轄する。</p> <p>権利侵害として訴えられる行為の発生地には、<u>発明、実用新案権をの侵害するとして訴えられる製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、専利方法使用行為の実施地、当該専利方法によって直接得られた製品の使用、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、意匠権の侵害として訴えられる製品の製造、販売の申出、販売、輸入などの行為の実施地、他人の専利の詐称として訴えられる行為の実施地、上記権利侵害として訴えられる行為の権利侵害による結果の発生地が含まれる。</u></p>	<p>提訴の段階では、まだ、法廷により権利侵害として認められていないので、製造、販売といった行為に「権利侵害として訴えられる」という限定をかけることにより、条文の意味をより正確化する。</p>
第8条	<p>出願日が2009年10月1日以前（当該日は含まない）の実用新案について専利権侵害訴訟を提起する場合、原告は起訴時に、<u>国務院専利行政部門が作成した検索報告書を提示しなければならない</u>ことができる。出願日が2009年10月1日以降の実用新案又は意匠について専利権侵害訴訟を提起する場合、原告は起訴時に、<u>国務院専利行政部門が作成した専利権評価報告書を提示しなければならない</u>ことができる。人民法院は、<u>検索報告書又は専利権評価報告書を提示するよう原告に要求することができる。被告は、検索報告書又は専利権評価報告書を原告が提示するよう人民法院に請求することができる。人民法院は、被告から検索報告書又は専利権評価報告書を原告が提示するよう請求があった場合は、原告に当該検索報告</u></p>	<p>（下線部の理由）</p> <p>実用新案は無審査であるために、権利の不安定要素が高く、検索報告書の提出は必須である。従って、従来の原告に課する検索報告書の提出義務規定を緩和させるべきではない。むしろ、実用新案について専利権侵害訴訟を提起した場合の規定を強化すべきであり、産業の発展に全く寄与できないfrivolousな訴訟提訴に対しては、罰則規定も加えるべき。</p> <p>（二重下線部の理由）</p> <p>若干規定（意見募集稿）では、被告が原告の実用新案又は意匠の権利の有効性に疑義がある場合でも、被告から検索報告書又は専利権評価報告書の提示を要求することができないものになっている。</p> <p>日本企業は、中国における実用新案や意匠の</p>

	<p><u>書又は当該専利権評価報告書を提示するよ うに要求しなければならない。</u>原告が正当な理由なく提示しない場合、人民法院は訴訟の中止を裁定することができる。</p> <p>実用新案権、意匠権侵害紛争案件の被告は、訴訟の中止を請求する場合、答弁期間内に原告の権利につき無効宣告を請求しなければならない。</p>	<p>専利権侵害訴訟では被告になる可能性が高いため、被告が不利になる規定は修正していただきたい。</p>
<p>第17条</p>	<p>「専利権の保護範囲は請求項に記載するすべての技術特徴によって確定された範囲を基準とすべき」を「<u>専利権の保護範囲は、請求項の対象となる発明（物・方法）について</u>請求項に記載するすべての技術特徴によって確定された範囲を基準とすべき」と修正したい。</p> <p>または、意見募集稿の表現を修正しない場合には、上記の趣旨を踏まえた裁判実務での運用を期待したい。</p>	<p>情報通信技術が発達した現在、クライアント/サーバーやクラウドのように、複数の機器が連携して動作する技術が広く普及している。そのような状況の中、例えばサーバーに関する発明（クライアントから指示を受けて所定の動作をするサーバー、等）を権利化する場合、サーバーを対象とする請求項の中でも一定の範囲においてクライアントやネットワークの存在について言及せざるを得ない場合が考えられる。</p> <p>しかし、意見募集稿では「専利権の保護範囲は請求項に記載するすべての技術特徴によって確定された範囲を基準とすべき」となっているため、仮に請求項の中でサーバーのみならずクライアントやネットワークにも言及していると、それらすべてを含めて保護範囲と解釈され、サーバー単体では請求項を充足しないと判断されるおそれがある。</p> <p>従って、「<u>専利権の保護範囲は、請求項の対象となる発明（物・方法）について</u>請求項に記載するすべての技術特徴によって確定された範囲を基準とすべき」と修正することが望ましい。</p>
<p>第21条</p>	<p>権利者の損害又は侵害者の利益を確定することが難しく、専利許諾使用料を参照できる場合は、人民法院は専利権の種類、権利侵害者の権利侵害の性質及び情状、専利許諾の性質、範囲、時間などの要素を考慮し、当該専利許諾使用料の<u>1倍から3倍の倍数</u>を参照して合理的に賠償金額を確定することができる</p>	<p>従来の、故意侵害などの情状に考慮しての「3倍賠償」ルールを変える必然性は見当たらない。また、現状、いかなる場合に懲罰的賠償を認定するのか、「倍数」をいかにして算定するのか、といった前例がなく、かつそうした規定、基準が未整備の段階で、上限を決めない「倍数」で賠償金額を確定する改正</p>

	<p>る。専利許諾使用料の参考ができない場合、又は専利許諾使用料が明かに合理的でない場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状などの要素に基づいて、専利法第65条第2項の規定に従って賠償金額を確定することができる。</p>	<p>はすべきではない。また、実際の適用基準が具体的に議論されたうえで整備されない限り、3倍を超える懲罰的賠償額の算定は実務的にも運用は難しいと考えられる。</p> <p>なお、米国では特許法で懲罰的賠償の倍数を3倍までとする規定があり、またドイツや日本等多くの国では懲罰的損害賠償に相当する規定がない。こうした実情を考慮して、中国のみ実用新案を含む専利権侵害訴訟で倍数に上限のない懲罰的賠償規定を設けるのは制度の国際調和の観点からも望ましくない。</p>
第22条	<p>権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を主張した場合、人民法院は<u>専利法第65条</u>本条例第21条、に定める賠償金額以外に別途計算することができる。</p>	<p>専利法第65条では、「専利権侵害の賠償額は、専利権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含むべきである」と定められているので、「専利法第65条に定める賠償金額以外に別途計算することができる」との内容は適切ではない。</p>
独立の条文として追加、若しくは、第二十二條の第2項として追加	<p><u>悪意で専利権を侵害し、かつ情状が重い場合、人民法院は本条例第21条、又は第22条に定められる賠償金額の1倍以上3倍以下で賠償金額を確定することができる。</u></p>	<p>最近の中国商標法の第三次改正でも導入した懲罰的賠償制度を取り入れることによって、人民法院の裁量により、悪質な権利侵害行為に対し、より重い処罰を与えることが可能になる。</p>